



2015年度

	避難訓練		避難行動要支援者名簿の作成			
	要支援者参加への工夫	作成状況	作成方式	更新頻度	更新方法	要配慮者の把握
都島区	福祉施設が実際に福祉避難所開設訓練を実施	作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	当区が保有する個人情報を利用して更新	把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。
北区		作成済み	関係機関共有方式	更新頻度は決まっていない		避難行動要支援者以外に特別に要配慮者について把握する予定はない
淀川区	福祉避難所開設訓練への参加	作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	大阪市が保有する個人情報の最新情報抽出による更新	把握対象の範囲は定めていません。行政名簿情報を利用活用するほか地域の自主防災組織などによる手上げ方式同意方式により広範囲に把握する。
東淀川区	中学生による要配慮者の避難支援体験	作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	関係機関からのデータ提供	要介護3以上の人、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人、身体障害Ⅰ、2級、知的障害A、精神障害Ⅰ級、視覚障害・聴覚障害Ⅲ、4級、音声言語機能障害Ⅲ級、肢体不自由Ⅲ級、難病患者の一部、妊産婦、乳児、外国人
福島区	参加の把握はしていないが要配慮者のため下記の訓練を実施 ・車いす・担架・リヤカーを使用した搬送訓練 ・自決して上層避難が困難な方向に対する備えとしてイーバックチェア階段避難訓練の実施	作成済み	同意方式+手上げ方式	更新頻度は決まっていない	届け出があれば随時更新していく方法	独自に要配慮者に係る基準を設ける等、その把握に努めている。単身世帯の高齢者など
此花区		作成済み	関係機関共有方式+同意方式	1年ごとに定期的更新	大阪市が保有する個人情報の最新情報抽出による更新	把握対象の範囲は定めていません。本誌の保有情報から把握するほか地域の手上げ方式により広範囲に把握を進めていくこととしています。
港区	・地域での避難所開設訓練における避難訓練、福祉避難所開設訓練への参加 ・社会福祉施設での福祉避難所開設訓練への参加 など	作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。
大正区		作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。
西淀川区	避難所や津波避難ビルへの車いすや担架を使った避難誘導訓練を行っている。	作成済み・26年4月	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期的更新	市が保有する個人情報を利用して更新、地域が個別支援プラン作成による情報に基づき更新	市の保有情報以外にも区内の施設との協力を得て、個別支援プラン作りを取り組んでいる。また、地域での手上げ方式により把握を行っている。
住之江区	地域の防災訓練に参加してもらうよう福祉避難所に呼びかけている。福祉避難所開設訓練も協定締結施設から順次打ち合わせを進めている。	作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	大阪市が保有する個人情報を利用して更新	把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。
城東区	全ての地域ではないが、要配慮者を含む避難訓練や安否確認が行われている。区として特段の工夫はしていない。地域の訓練では高齢者一人暮らしなどが第三者に知られないよう安否確認では小さなシールを貼るなど防犯上の対策をしている。	作成済み・27年10月	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	市よりデータを受け取り取り戻す作成後データを市へ返却	避難行動要支援者以外に特別に要配慮者について把握する予定はない
東成区	避難の時に階段や段差の支援など	作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	本市では、避難行動要支援者の把握範囲は定めておりません。本誌が保有情報を利用して作成するいわゆる行政名簿情報を利用するほか、地域の自主防災組織などによる手上げ方式や同意方式により広範囲に把握を進めていくこととしています。
生野区		作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。
旭区		作成済み・27年3月	手上げ方式	1年ごとに定期的更新	地域での回覧、広報紙	避難に支援を必要とする人
鶴見区	安否確認や避難誘導訓練	毎年本庁より名簿の提供を受け整理を行っている	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	大阪市が保有する個人情報を利用して更新	避難行動要支援者以外に特別に要配慮者について把握する予定はない
平野区	福祉避難所と協力して避難訓練を実施している	作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。
阿倍野区	・地域におけるまちなか防災訓練、避難所開設訓練への参加 ・社会福祉施設での福祉避難所開設訓練への参加		災害児等に備えた日常見守り活動を実施するための名簿を作成 以下上記名簿に基づき更新	行政が保有する情報については年2回更新予定、その他情報は随時更新	介護度等行政が保有する情報については年2回システム情報により更新、その他情報については地域の見守り活動において変更を把握した際に随時更新	行政が保有する情報を利用した名簿に加え、各地域・地域福祉コーディネーターを配置し、「要配慮者」の発見、手上げ方式による登録を進めている。
住吉区	住吉区では災害時要支援者の支援と地域での日常的な見守りを一体のものとして捉えた、「住吉区地域見守りシステム」の構築に取り組んでいる。一部の地域では、要支援者の見守り活動や災害時の避難支援のための個別支援プランの作成を開始している。ある地域では、学校と合同の防災訓練を実施し、要支援者の自宅から学校までの避難訓練で個別支援プランの避難経路の検証を行った。		大阪市が作成した名簿に基づき要支援者に同意をとり、地域に提供するための要支援者支援台帳を順次作成している。	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	2ヶ月ごとに定期的更新 手上げ方式による更新・地域での働きかけによる更新、また年に1回大阪市が保有する個人情報を利用して更新。	広報等でひろく周知し、手上げによる登録するとともに、地域ですべて把握している高齢者等順次登録していく。
東住吉区		作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	本市が保有情報を利用して把握する、いわゆる行政名簿情報を利用するほか、地域の自主防災組織などによる手上げ方式や同意方式により把握を進めていくこととしています。
西成区		作成済み・19年4月	関係機関共有方式+手上げ方式	1年ごとに定期的更新	関係機関共有方式の情報については本市保有の個人情報を利用して更新する。手上げ方式の情報については登録者あて郵送にて視察調査の上更新する	独自に要配慮者に係る基準を設ける等、その把握に努めている。災害発生時における避難行動に不安のある方、手上げ方式にて把握。
中央区	避難所開設訓練ワークショップなどの機会を通じて、町会単位での安否確認活動の実施を呼びかけている。また、地域等から、地域に所在する福祉施設等の参加を呼びかけている。	作成済み	関係機関共有方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。
西区		作成済み	関係機関共有方式+同意方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	その他
天王寺区	福祉避難所開設訓練への参加など	作成済み 作成中・28年3月	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期的更新	本市が保有する個人情報を利用して更新	把握対象の範囲は定めていません。本市が保有情報を利用して把握するほか、手上げ方式または同意方式により避難行動要支援者の把握を行い、個別計画の作成を進めていくこととしています。
浪速区	災害を想定し、訓練のための訓練にならないことが重要であると考えている。	作成済み	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式	1年ごとに定期的更新	本市で保有している各種情報の更新	高齢者(75歳)以上。

2015年度

	要援護者名簿搭載対象者										要援護者名簿整備状況													
	身体	知的	精神	児	難病	高齢	その他/特記事項				身体	知的	精神	児	難病	高齢	その他	管理・保管	避難支援行動マニュアル	活用法				
都島区	2級	A	1級	身障、知的、発達		要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									5,000						消防署、自主防災組織(要請があり提供があった場合)	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織
北区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									4,557						消防担当部、消防署、自主防災組織(要請があり提供があった場合) 自主防災組織(要請があり提供があった場合)	作成する方向で検討中	消防担当部、消防署、自主防災組織
深川区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級				現在整備中										消防署、自治会長等地域のリーダー	大阪市で作成する方向で検討中	消防署、自治会長等地域のリーダー	
東淀川区	2級	A	1級	身障、知的、発達		要介護3					4,418	616	264			69	0					消防担当部、消防署	作成済み・21年11月	消防担当部、消防署、自治会長
福島区																900					消防担当部、自治会長、小・中学校の校長	作成する方向で検討中	自治会長等地域のリーダー	
此花区	2級	A	1級	身障、知的、発達		要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									3,332					消防署、区役所、名簿提供申請のあった地域自主防災組織	作成する方向で検討中	消防署、区役所、地域自主防災組織	
港区	2級	A	1級	身障、知的、発達		要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									5,000					消防署、区役所、自主防災組織	作成する方向で検討中	防災島東部、福祉担当部、消防署、自主防災組織	
大正区	2級	A	1級	身障、知的、発達		要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									4,000					区役所防災担当部、消防署	作成する方向で検討中	区役所防災担当部、消防署、自主防災組織	
西淀川区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									4,805					消防署、区役所、地域防災組織の長	支援プラン作りの考え方を作成し、地域の説明しとりにくんでいる	消防担当部、消防署、区役所、地域自主防災組織	
住之江区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									7,000					区役所防災担当部、消防署	作成する方向で検討中	防災担当部、消防署、自主防災組織	
城東区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									7,437					防災担当部、消防署	予定なし	防災担当部、消防署	
東成区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									4,529					消防署、区役所、自主防災組織(本人同意があったものに限り)	作成する方向で検討中	消防署、区役所、自主防災組織	
生野区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									9,000					防災担当部、消防署、自主防災組織(要請があり提供があった場合)	作成する方向で検討中	防災担当部、消防署、自主防災組織	
旭区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3										5,596					防災担当部、消防署	作成する方向で検討中	防災担当部、消防署、自治会長	
鶴見区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級														防災担当部、消防署、自主防災組織(要請があり提供があった場合)	予定なし	防災担当部、消防署、区役所、自主防災組織	
平野区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級														防災担当部、消防署	作成する方向で検討中	防災担当部、消防署、自主防災組織	
阿倍野区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級、その他登録を希望される要援護者で市長が必要と認めらる者									7,162					福祉担当部、自治会長、民生委員、社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会、行政機関等、大阪市地域防災計画に規定する地域自主防災組織	作成する方向で検討中	未定	
住吉区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									9,000					防災担当部、消防署、地域活動協議会、住吉区社会福祉協議会	作成中・完成28年度中	防災担当部、消防署、地域活動協議会、住吉区社会福祉協議会	
東住吉区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									8,000					防災担当部、消防署、自主防災組織(要請があり提供があった場合)	未定	防災担当部、消防署、自主防災組織	
西成区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	要介護2以下で認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									11,700					防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、区社会福祉協議会、各地区ネットワーク委員	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、区社会福祉協議会、各地区ネットワーク委員	
中央区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									2,901					防災担当部、消防署	作成する方向で検討中	防災担当部、消防署、自主防災組織	
西区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									2,300					防災担当部、消防署	作成する方向で検討中	防災担当部、消防署、自主防災組織	
天王寺区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3	視覚障がい・聴覚障がい3、4級、音声言語機能3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級									9,600					防災担当部、消防署	平成27年度から各地域で取り組みを開始。関西については未定	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、定められた支援者、自主防災組織	
浪速区	2級	A	1級	身障、知的、発達	人工呼吸器装着者等医療機器等への依存が高い人	要介護3					1,638	150	120			7	2,982				防災担当部、福祉担当部、消防署	作成する方向で検討中	防災担当部、福祉担当部、消防署、自主防災組織	

2015年度

	必要に応じた開示	要保護者名簿				一次避難所		その他配慮措置等	指定	指定施設		
		開示しない場合の理由・その他自由記述	SL	EV	WC	福祉避難室	対象区分				差別化の内容	
都島区	災害時、必要に応じて公的救助機関に開示する場合があります					福祉避難室	福祉避難室 その他・避難所開設運営マニュアルに含まれる	未定		一時避難所における要配慮者への配慮のとりかみについては、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき取り組むこととします。	している	公設福祉施設、民間福祉施設
北区	未定／平時において自主防災組織等、個人情報等を適切に取扱い、要保護者支援に取り組んでいる地域から依頼があった場合に、本人または家族の同意が得られれば情報提供できます。					福祉避難室	福祉避難室 マニュアルを使用	同じ		収容避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要保護者	している	民間福祉施設
淀川区	その他／必要に応じて公的救助機関に開示する場合があります					把握中	その他・避難所開設運営マニュアルに含まれる			大阪市避難行動要支援者避難支援計画に基づく	している	民間福祉施設
東淀川区	未定					33か所	福祉避難室	未定			している	公設福祉施設、民間福祉施設
福島区	公的救済機関等に対し開示する場合もあり						福祉避難室	未定			している	公設福祉施設、民間福祉施設
此花区	公的救済機関等に対し開示する場合もあり	14/16	9/16	12/16			福祉避難室 マニュアルに含まれる				している	公設福祉施設、民間福祉施設
港区	必要に応じて公的救助機関に開示する場合があります						福祉避難室 マニュアルに含まれる	同じ			している	公設福祉施設、民間福祉施設
大正区	災害時、必要に応じて公的救助機関に開示する場合があります	18/18	18/18	18/18			福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定			している	公設福祉施設、民間福祉施設
西淀川区	個別プラン作成時に、情報提供の同意を得ており、さきの活用者以外にも福祉関係者、支援者も含まれている。	20/20	18/20	20/20			福祉避難室 マニュアルに含まれる			「大阪市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき取り組むこととしている	している	公設福祉施設、民間福祉施設
住之江区	災害時、必要に応じて公的救助機関に開示する場合があります		不詳	26/28	不詳		福祉避難室 マニュアルに含まれる			一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要保護者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	している	公設福祉施設、民間福祉施設
城東区	救出・救助・安否確認等の緊急性を考慮し必要な部分のみ開示する。					区で整備予定なし	福祉避難室	同じ			協定締結	民間福祉施設
東成区	必要に応じて公的救助機関等に開示する場合があります。						福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要保護者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	している	民間福祉施設
生野区		33	30/36	35/36			福祉避難室 作成する方向で検討中	未定			している	公設福祉施設、民間福祉施設、保育所など
旭区	原則開示する	22/22	18/22	10/22			福祉避難室	未定		障害者用トイレ、オストメイトを10地域に配備	している	民間福祉施設
鶴見区	災害時、必要に応じて公的救助機関に開示する場合があります						福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定		自主防災組織を強化し、個人情報保護を適切に取扱い、要保護者の支援に取り組んでいる地域から名簿の情報提供依頼があった場合に、要保護者本人または家族の同意を必ず得たうえでその情報を提供しています。	している	公設福祉施設、民間福祉施設、保育所
平野区	必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります					不詳	福祉避難室 作成する方向で検討中	未定		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要保護者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	している	民間福祉施設、その他
阿倍野区	開示しない	「大阪市阿倍野区災害時要保護者名簿作成等取扱要綱」に定めた範囲に限るため。					福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要保護者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	している	公設福祉施設、民間福祉施設
住吉区	原則開示する						福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定			している	公設福祉施設、民間福祉施設
東住吉区	災害時、必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります					確認中	福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要保護者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	している	民間福祉施設
西成区	原則開示する					23/25 ※未済は地域集会所	福祉避難室 作成する方向で検討中	それぞれ差別化し対象者を決めてい る	福祉避難室／専門的なケアは必要ないが配慮が必要な方 福祉避難室／専門的なケアなど特別な配慮が必要な方	大阪市避難行動要支援者避難支援計画に基づいて実施 各福祉避難所にコミュニケーションサポートを設置	している	民間福祉施設
中央区	災害時、必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります						福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定			している	公設福祉施設
西区	災害時、必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります						福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定			している	民間福祉施設
天王寺区	未定	20	20	不詳			福祉避難室 マニュアルに含まれる			一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要保護者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	している	民間福祉施設、福祉施設以外の民間施設
浪速区	未定	14/14	14/14	14/14			福祉避難室 マニュアルに含まれる	未定		要支援者別に部屋わけ(しゃつたん敷きの部屋を優先)、伝言シートを活用	している	公設福祉施設、民間福祉施設

2015年度I

	福祉避難所									
	予定施設	耐震補強	運営マニュアル	指定箇所数と収容人数	基準	開設時期	周知方法	誘導担当	運営責任者	
都島区	公設福祉施設、民間福祉施設	耐震補助事業の補助が受けられる場合がある	作成している	障害者5か所、高齢者16か所	施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特例により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	各施設の受け入れ態勢が整い次第	区本部から地域本部を通じて個別に周知	福祉避難所関係者と可能な限り移転に協力していただくように協定を結んでいる	通常時の施設管理者	
北区	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	作成している	7か所 人数は算定しておりません		一次避難所開設以降	検討中	検討中	通常時の施設管理者・施設管理者が指定する者	
淀川区	民間福祉施設	把握中	作成している	障害者4か所、高齢者2か所	施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特例により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	区災対本部より依頼	検討中	一次避難所担当者	通常時の施設管理者	
東淀川区	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	作成している	17か所	1人あたり6㎡	一次避難所開設以降	ホームページ、広報誌	一次避難所担当者、二次避難所配置担当者	通常時の施設管理者	
福島区	公設福祉施設、民間福祉施設		作成していない	対象問わず4か所		区災対本部より依頼	ホームページ、広報誌	一時避難所配置担当者、自分・家族で、福祉避難所関係者、自主防災組織とその組織員、地域住民の協力もあり	通常時の施設管理者	
此花区	公設福祉施設、民間福祉施設	耐震補助事業の補助が受けられる場合がある	作成している	知的障害者2か所6人、高齢者5か所51人	一人当たり2~4㎡	区災対本部より依頼	自主避難による混乱を防ぐため、一元的な公表は行っていません	自主防災組織	通常時の施設管理者	
港区	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	大阪市のマニュアルを準用	障害者10か所、高齢者18か所	大阪市の基準を準用する	一次避難所開設以降	検討中	一次避難所担当者、福祉避難所関係者、自主防災組織、家族などに協力を求める場合がある	今後施設管理者との間で協議	
大正区	公設福祉施設、民間福祉施設	耐震補助事業の補助が受けられる場合がある	作成している	対象問わず5か所、知的障害者・精神障害者1か所	大阪市の基準を準用する	区災対本部より依頼	自主避難による混乱を防ぐため、一元的な公表は行っていません	一次避難所担当者、二次避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
西淀川区	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	作成している	9か所361人	施設ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から1人あたり6㎡で人数を算出	区災対本部より依頼	防災計画に掲載、個別注文での作成を通じて	一次避難所担当者、二次避難所関係者・自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
住之江区	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	作成している	高齢者8か所	大阪市の基準を準用する	一次避難所開設以降	ホームページ	一次避難所担当者、二次避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
城東区	現在予定なし	行政として特段の整備は行わない	作成していない	障害者26か所、高齢者9か所		一次避難所開設以降	広報誌	通常時の避難所配置担当者	通常時の施設管理者	
東成区	公設福祉施設、民間福祉施設、福祉施設以外の民間施設、その他有効施設全般	耐震補助事業の補助が受けられる場合がある	作成していない	障害者1か所、高齢者5か所	大阪市の基準を準用する	区災対本部より依頼	民生委員、自治会役員	一時避難所配置担当者、福祉避難所関係者、自主防災組織、家族などに協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
生野区	公設福祉施設、公民館、地域利用施設、民間福祉施設、保育所等	行政として特段の整備は行わない	作成している	障害者2か所 高齢者15か所	施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特例により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	一次避難所開設以降	検討中	一次避難所担当者、その他二次避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
旭区	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	大阪市のマニュアルを準用	対象問わず8か所、障害者3か所	6㎡	一次避難所開設以降	周知しない	一次避難所配置担当者	通常時の施設管理者	
鶴見区	公設福祉施設、民間福祉施設、有効施設全般	行政として特段の整備は行わない	作成している	6か所 約100名	福祉避難所の定員を想定して5日分(食糧、医薬品、寝具)の備蓄をお願いしている		周知しない	一次避難所担当者、その他二次避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
平野区	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	作成中・予定	障害者2か所、高齢者8か所		一次避難所開設以降	検討中	一次避難所担当者、その他福祉避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
阿倍野区	公設福祉施設、民間福祉施設	耐震補助事業の補助が受けられる場合がある	その他、福祉避難所・緊急入所施設設置運営マニュアルに基づき作成を進めている。	対象問わず8か所、障害者1か所、高齢者7か所	大阪市の基準を準用する	区災対本部より依頼	自主避難による混乱を防ぐため、一元的な公表は行っていません	一次避難所担当者、その他福祉避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
住吉区	公設福祉施設、福祉施設以外の民間施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	作成中・予定	33か所	大阪市の基準を準用する	一次避難所開設以降	ホームページ、民生委員	一次避難所担当者、その他福祉避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
東住吉区	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	市のマニュアルを活用	11か所	大阪市の基準を準用する	一次避難所開設以降	検討中	一次避難所担当者、その他福祉避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
西成区	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	マニュアル等詳細でないが理解促進のためのガイドブックを平成27年3月に作成	高齢者4か所	大阪市の基準を準用する	一次避難所開設以降	周知しない	一次避難所配置担当者	通常時の施設管理者	
中央区	民間福祉施設	耐震補助事業の補助が受けられる場合がある	作成している	高齢者1か所	大阪市の基準を準用する	一次避難所開設以降	自主避難による混乱を防ぐため、一元的な公表は行っていません	自主防災組織のメンバーが行うこととなる考えられる	通常時の施設管理者	
西区	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない	作成していない	3か所	大阪市の基準を準用する	一次避難所開設以降		一次避難所担当者、その他福祉避難所関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
天王寺区	公設福祉施設、民間福祉施設、福祉施設以外の民間施設	行政として特段の整備は行わない	不詳	6か所		区災対本部より依頼	受け入れ態勢の整っていない施設への避難による混乱を防ぐため、一元的な公表は行っていません	一次避難所配置担当者、福祉避難所関係者、地域・家族などに協力を求める場合がある	通常時の施設管理者	
浪速区	公設福祉施設、民間福祉施設	指定時に耐震・耐火構造であることが前提	作成している	対象問わず7か所	1人あたり2~4㎡	区災対本部より依頼	まず一次避難所に避難してもらい、その後必要に応じて福祉避難所へ搬送する	一次避難所配置担当者	通常時の施設管理者	

2015年度

	在宅避難						その他自由記述
	相互連携	必要数確保	確保上の課題	福祉避難所支援策	在宅避難計画	在宅避難者支援策	
都島区	整備中	現在、人員算定要領の整備を進めています。		福祉避難所開設訓練の実施に係る連携と支援	市で作成をしている	福祉避難所開設訓練の実施に係る連携と支援	
北区	市災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所の調整を行うこととしています。	検討中	ヘルパー等介護者の確保	備蓄物資の配布	検討中	検討中	
淀川区	整備できていない	できていない			作成している	確保されていない	
東淀川区	整備中	新しい名簿の状況のあわせて必要数を整備するよう検討中			作成していない		
福島区	整備中				作成していない		
此花区	災害時に状況を踏まえ調整	検討中	必要数を把握しうらんで必要数を確保する必要があるが、必要数確保ができるかが課題		市の計画を採用		区役所として対策はすすめているが、災害時はどうしても自助・共助に頼らざるを得ないことから、地域に働きかけを行っています。
港区	市町村災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所の調整を行うこととしています。	現在指定施設における受け入れ人数算定を進めている	災害時に想定される課題(開設の判断、経費負担)を検討する必要があります	福祉避難所開設訓練の実施に係る連携と支援	作成している	自主防災組織が他分野と各町会本部と連携し支障なく方向性を考えている。	日常からの地域とのコミュニティづくりが大切であると考えている。
大正区	市災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所の調整を行うこととしています。	現在指定施設における受け入れ人数算定を進めています。			作成している		
西淀川区	整備できていない。連絡会を設置し訓練を実施。	新しい名簿の状況のあわせて必要数を整備するよう検討中	今後も福祉避難所の指定に取り組み必要がある。	区内9施設合同で福祉避難所開設訓練を実施	作成している		
住之江区	市災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所の調整を行うこととしています。	新しい名簿の状況のあわせて必要数を整備するよう検討中	災害時に別途受け入れできない比較的小さい施設が多い。津波被害に備えて3階以上に受け入れできるスペースを確保する施設が少ない	福祉避難所開設訓練の実施に係る助言や協力	作成していない	平常時における見守り事業で把握している名簿や避難行動要支援者名簿を活用した災害時に活用する対象者の把握方法を検討中	人工呼吸器等の特殊医療機器を利用している要配慮者への啓発
城東区	不明	確保されていないが区内に設定している施設以外の施設がないと思われる	施設の不足とスタッフの不足	必要となる福祉施設への備蓄物資の配備	作成していない		
東成区	整備できている	現在、指定施設における受け入れ人数算定を進めています。		福祉避難所開設訓練の実施に係る連携と支援	作成していない		公表資料の提供については本市ホームページをご覧ください。
生野区	市災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所の調整を行うこととしています。	現在、人員算定要領の整備を進めています。	今後も福祉避難所の指定や福祉避難所開設に係るマニュアル等の更新に努めていきます。	備蓄物資の配備	作成していない		
旭区	整備できている	指定施設の受け入れ人数算定を進めている		福祉避難所開設訓練を順次進めている。	大阪市で作成		
鶴見区	整備中	現状実施していない		福祉避難所開設訓練実施に係る連携	作成している		
平野区	整備中	現在、人員算定要領の整備を進めています。			作成していない		
阿倍野区	その他	これから受け入れ人数算定を進めていく			作成している	今後も、福祉避難所の指定や福祉避難所開設に係るマニュアル等の更新に努めていきます。	
住吉区	整備中	新しい名簿の状況のあわせて必要数を整備するよう検討中		-区役所との意見交換会の定期開催 -福祉避難所開設訓練実施に向けた支援・連携 -他施設の福祉避難所開設訓練見学会の実施	作成中・予定		地域において高齢者は、すでに配食サービスや、敬老会等で一定把握されているが、障がい者については把握されていないのが実情である。現在住吉区において取組んでいる「地域見守り支援システム」では、向意を持たない者についても、日常的な見守り、避難のための個別支援プログラムづくりをおこない、地域における共助の仕組みの構築に取り組んでいく。
東住吉区	できていない	未定	福祉避難所を開設し運営していく上で、施設の職員だけでは不十分であり、受け入れた要支援者を介護・支援する介護支援者の確保が課題	検討中	未定	未定	
西成区	できていない	できるかぎり確保する必要があるがかなり難しい	施設自体の防災対策が具体的に進んでいないため、福祉避難所として協定締結に関して積極的でない。	デジタル無線機を配備し通信訓練を実施	作成していない		当区は、避難行動要支援者が多数存在することより、発災時に備えた個々の避難支援プランの作成が急務である。福祉事業者も多数あるので、それと連携した体制の構築が必要である。
中央区	整備できている	協力いただける施設の確保に苦慮している	施設の構造上の問題や、災害時には施設入所者等の安全確認が優先することなどから協力いただける施設に限られる		作成中・予定	要支援者見守りネットワークの機能強化事業と連携して取り組みを進める。	本区では、区内全地域での避難所開設訓練に取り組み、各地域において訓練やワークショップを頻りに行っている。その際に、町会単位での安否確認訓練(要支援者の救出、避難誘導訓練)の実施を呼びかけているが、住民の中にはコミュニティに無関心な方がいる等の課題もあり、思うように取り組みが進まない状況にある。また、要支援者を狙った犯罪の発生や個人情報問題なども取り組みを阻害する大きな要因になっている。
西区	整備中	新しい名簿の状況のあわせて必要数を整備するよう検討中					
天王寺区	整備できている	現在指定施設における受け入れ人数算定を進めている		訓練実施に係る連携を支援	作成している		
浪速区	整備中	収容人数を定めていない	避難所の確保及び各避難所間の連携や組織・体制づくりが課題		作成している		-要支援者の把握 -要支援者に対する支援者の確保 -要支援者の情報の伝達など